

輸出令別表第1の15の項(5)、省令第14条第六号

貨 物 名 : _____

メーカー名 : _____

型及び銘柄 : _____

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの			
イ ハイドロホンか？ （解釈：送受信機能を有するものを除く。）	☐ いいえ	☐ はい （レ又は×を記入） ☐ 装置 ☐ 部分品	
← ロへ		↓	
（一）可撓性を有するセンサーを組み込んだものか？	☐ いいえ ↓	☐ <u>はい</u> ↓	
（二）可撓性を有し、直径又は長さが２０ミリメートル未満であるセンサーを２０ミリメートル未満の間隔で結合したものを組み込んだものか？	☐ いいえ ☐ 可撓性なし 直径 （ mm） 長さ （ mm） 間隔 （ mm） ↓	☐ <u>はい</u> ☐ 可撓性有 直径 （ mm） 長さ （ mm） 間隔 （ mm） ↓	
（三）次のいずれかの検出素子を有するものか？ １ 光ファイバー ２ 圧電高分子膜（ふっ化ビニリデン樹脂又はその共重合体を除く。） ３ 可撓性を有する圧電複合材料	☐ いいえ 素子の種類 [] ↓	☐ <u>はい</u> （レ又は×を記入） ☐ 光ファイバー ☐ 圧電高分子膜 ☐ 可撓性を有する圧電複合材料 ↓	
（四）１，０００メートルを超える水深で使用することができるように設計したものか？	☐ いいえ 水深（ m） ↓	☐ <u>はい</u> 水深（ m） ↓	

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置
又はその部分品

(P 2 / 5)

輸出令別表第 1 の 1 5 の項（ 5 ）、省令第 1 4 条第六号

貨 物 名 : _____
メーカー名 : _____
型及び銘柄 : _____

パラメータシート
様式：1 4 - 6

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
(五) 加速度による影響を補正する機能を有するものであって、3 5 メートルを超える水深で使用することができるよう設計したものか？	☐ いいえ ☐ 加速度補正機能有り ☐ 加速度補正機能なし 水深(m) ↓	☐ <u>は い</u> ☐ 加速度補正機能有り 水深(m) ↓	
ロ えい航ハイドロホンアレーか？ (解釈：送受信機能を有するものを除く。)	☐ いいえ ←ハへ	☐ <u>は い</u> ↓	
(一) ハイドロホングループの間隔（隣接する 2 のハイドロホングループの中心間の距離をいう。以下この号において同じ。）が 1 2 . 5 メートル未満のもの又は 1 2 . 5 メートル未満に変更できるものか？	☐ いいえ 間隔(m) ↓	☐ <u>は い</u> 間隔(m) ↓	
(二) 3 5 メートルを超える水深で使用することができるよう設計したもの又は改造できるものか？	☐ いいえ 水深(m) ↓	☐ <u>は い</u> 水深(m) ↓	
(三) 省令第 9 条第一号ロ（三）に該当するヘディングセンサーを有するものか？	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓ 該当記号 ()	
<省令第 9 条第一号ロ（三）> えい航ハイドロホンアレー用に設計したヘディングセンサーであって、精度の絶対値が 0 . 5 度未満のものか？ ○ 3 5 メートルを超える水深で使用することができるよう設計したものか？ ○ 3 5 メートルを超える水深で使用することができるよう調整若しくは取り外しをすることができる水深測定装置を有するものか？	☐ いいえ 精度(度) (判定終了) ☐ いいえ 水深(m) ↓ ☐ いいえ 水深(m)	☐ <u>は い</u> 精度(度) ↓ ☐ <u>は い</u> 水深(m) ↓ ☐ <u>は い</u> 水深(m)	
(四) 長軸方向に強化したアレーホースを有するものか？	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓	

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置
又はその部分品

(P 3 / 5)

輸出令別表第 1 の 1 5 の 項（ 5 ）、省令第 1 4 条第六号

貨 物 名 : _____

メーカー名 : _____

型及び銘柄 : _____

パラメータシート

様式：1 4－6

CISTEC 2012. 08. 01

(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
(五) アレーの直径が 4 0 ミリメートル未満のものか？ (六) 削除 (七) ・ 上記イに該当するハイドロホンを有するものか？ ・ 令第 9 条第一号ロ (一) に該当するハイドロホンを有するものか？	☐ いいえ 直径 (m) ↓ ☐ いいえ ↓	☐ は い 直径 (m) ↓ ☐ は い ↓ イの該当項番 () ☐ は い ↓ 該当記号 ()	
< 省令第 9 条第一号ロ (一) > ハイドロホンであって、加速度による影響を補正する機能を有していないもののうち、その音圧感度（1 ボルト毎マイクロパスカルである場合を 0 デシベルとしたときのものをいう。以下この号において同じ。）がマイナス 180 デシベルを超えるものか？	☐ いいえ (レ又はXを記入) ☐ 加速度 補正機能 有り ☐ 加速度 補正機能 なし 音圧感度 (－ dB) ↓	☐ は い ☐ 加速度 補正機能 なし 音圧感度 (－ dB) ↓	
ハ えい航ハイドロホンアレー用に設計した信号処理装置であって、使用者によるプログラムの書換えが可能なもののうち、時間領域又は周波数領域の処理又は相関（スペクトル分析、デジタルフィルタリング又はビーム成形を含む。）を実時間処理できるものか？ (解釈：送受信機能を有するものを除く。)	☐ いいえ ↓	☐ は い ↓	

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置
又はその部分品

(P 4 / 5)

輸出令別表第 1 の 1 5 の 項（ 5 ）、省令第 1 4 条第六号

パラメータシート
様式： 1 4 － 6

貨 物 名：

メーカー名：

型及び銘柄：

CISTEC 2012.10.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
ニ 海底用又は港湾用ケーブルシステムであつて、次のいずれかに該当するものか？ (解釈：送受信機能を有するものを除く。)	☐ いいえ ←ホヘ	☐ は い ↓	
(一) ・ 記イに該当するハイドロホンを組み込んだものか？ ・ 省令第 9 条第一号ロ (一) に該当するハイドロホンを組み込んだものか？	☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓ イの該当項番 () ☐ <u>は い</u> ↓ 該当記号 ()	
＜省令第 9 条第一号ロ (一) ＞ ハイドロホンであつて、加速度による影響を補正する機能を有していないもののうち、その音圧感度（1 ボルト毎マイクロパスカルである場合を 0 デシベルとしたときのものをいう。以下この号において同じ。）がマイナス 180 デシベルを超えるものか？	☐ いいえ (レ又はXを記入) ☐ 加速度補正機能有り ☐ 加速度補正機能なし 音圧感度 (－ dB) ↓	☐ <u>は い</u> ☐ 加速度補正機能なし 音圧感度 (－ dB) ↓	
(二) ハイドロホングループの信号を多重化して処理することができるものか？ 1. 3 5 メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの又は 3 5 メートルを超える水深で使用することができるように調整若しくは取り外しをすることができる水深測定装置を有するものか？ 2. えい航ハイドロホンアレーとして転用できるものか？ 以上、イ及びロが “はい” であるか？	☐ いいえ ←ホヘ ☐ いいえ 水深 (m) ↓ ☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓	☐ は い ↓ ☐ は い 水深 (m) ↓ ☐ は い ↓ ☐ <u>は い</u> ↓	

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置
又はその部分品

(P 5 / 5)

輸出令別表第 1 の 1 5 の項（ 5 ）、省令第 1 4 条第六号

貨 物 名 : _____

メーカー名 : _____

型及び銘柄 : _____

パラメータシート

様式：1 4－6

CISTEC 2012. 08. 01

(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
ホ 海底用又は港湾用ケーブルシステム用に設計した信号処理装置であって、使用者によるプログラムの書換えが可能なもののうち、時間領域又は周波数領域の処理又は相関（スペクトル分析、デジタルフィルタリング又はビーム成形を含む。）を実時間処理できるものか？ （解釈：送受信機能を有するものを除く。）	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓	
ヘ 送信機能を有する水中探知装置であって、動作周波数が 3 0 ヘルツ以上 2 キロヘルツ以下のもののうち、音圧レベルが 210 デシベルを超えるものか？	☐ いいえ ↓ 音圧レベル (dB)	☐ <u>は い</u> ↓ 音圧レベル (dB)	
判 定 結 果	☐ 非該当	☐ 該 当	
該 当 項 番 [() 内に該当番号を記入する。]	① 輸出令別表第 1 の 1 5 の項（ 5 ） ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第 1 4 条第六号 () () 同 条 同 号 () () 同 条 同 号 () ()		

- 注 1. パラメータシートには、資料（カタログ、仕様書等）を添付し、判定の根拠を明示すること。
- 注 2. 回答欄右側の下線付の回答に一つもチェックされない場合は当該貨物が標記に非該当であり、回答欄右側の下線付の回答に一つでもチェックされた場合は該当と判定される。
- 注 3. 貨物の該非に係わらず、役務（プログラムその他の技術）が含まれている場合は、様式 1 4 T－1 についても判定を行うこと。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会 社 名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ)

氏 名 _____ 印

電 話 _____ (内線)